

行政コスト計算書について

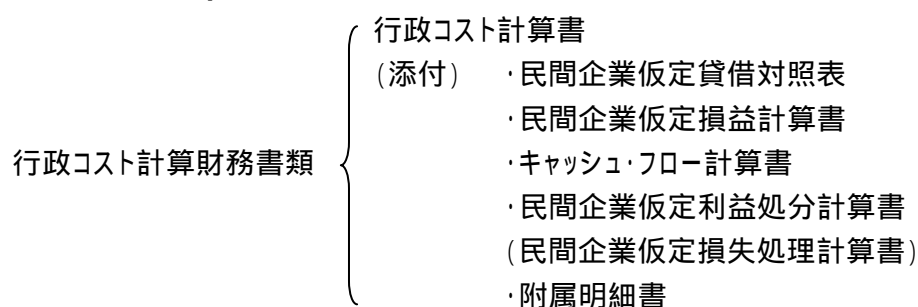
1 行政コスト計算書の体系

行政コスト計算書とは、説明責任、透明性の観点から、阪神高速道路公団(以下「阪神公団」という。)の特性を捨象し、阪神公団が民間企業として活動を行っていると仮定した場合の財務書類です。

まず、「企業会計原則」に準拠した会計処理による仮定貸借対照表、仮定損益計算書等を作成し、仮定損益計算書に計上された費用から自己収入を控除し、これに政府出資金等に係る機会費用を加算して、行政コストを算出しています。

なお、行政コスト計算財務書類は、阪神公団の法定財務諸表と並列的に作成すべきものとされています。

[行政コスト計算書の体系]



2 民間企業仮定財務諸表について

阪神公団では、平成16年7月2日に民間企業の会計原則に準拠して作成した財務諸表(再調達原価方式)を公表しており、行政コスト計算書の作成にあたっては、この民間企業並財務諸表を行政コスト計算財務書類における民間企業仮定財務諸表として整理しています。なお、平成14年度は取得原価方式による民間企業並財務諸表によって整理していたため、道路事業資産の評価方法及び消費税の会計処理方針が異なるものとなっています。

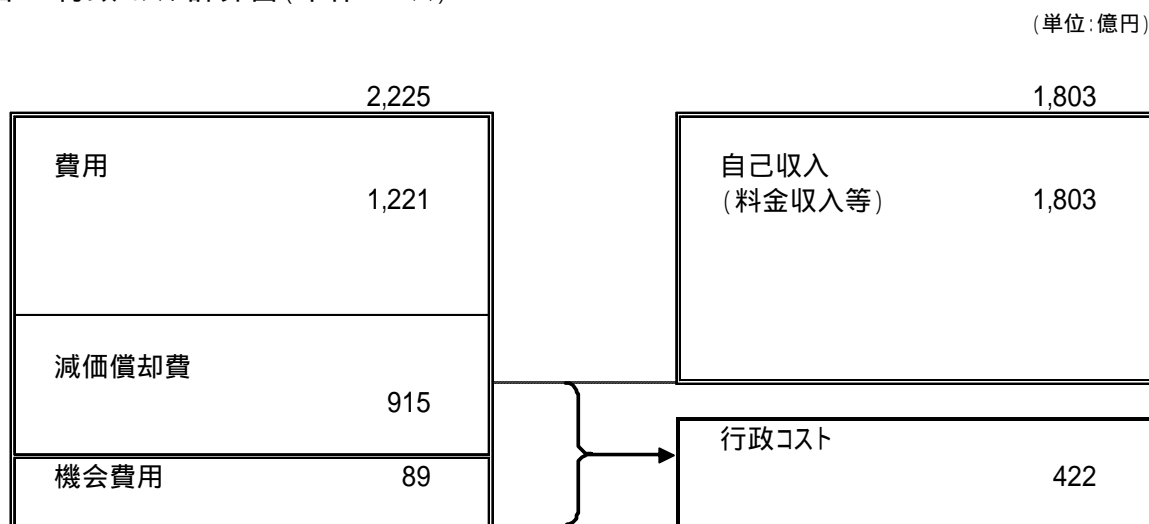
主な計数は以下のとおりです。

・ 資本計(貸借対照表)	876億円
・ 当期損失(損益計算書)	333億円
・ 営業活動によるCF(キャッシュ・フロー計算書)	563億円

3 行政コストの算出

民間企業仮定損益計算書に計上された費用から自己収入を控除し、これに政府出資金等に係る機会費用を加算して、行政コストを算出しています。

図1 行政コスト計算書(単体ベース)



(注1) 機会費用: 政府等出資金残高に10年もの国債の利回りを乗じたコスト など

(注2) 自己収入1,803億円には前期損益修正益37億円を含んでいます。

(注3) 単位未満四捨五入のため、合計と端数において合致しないものがあります。

上記のとおり、減価償却費を含む費用に機会費用を加えた額は、自己収入を上回っており、平成15年度の阪神公団の行政コストは、422億円となっています。

阪神公団は、湾岸線等大規模の建設投資(平成5年～10年度に63.3kmを供用)を近年に行ったこともあり、収益が減価償却等に要する費用を上回るまでに一定期間を要しますが、借入金の償還が進むにつれ借入金利息が減少し費用が軽減されるため、将来的には行政コストもマイナスに転じるものと見込まれます。

なお、政府・地方公共団体の出資金は、適正な料金水準の確保のため、借入金の金利負担を軽減することを目的に充当されているものです。

4 子会社・関連会社

(1) 子会社・関連会社の判定

行政コスト計算書作成指針に従い、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」(平成10年12月8日 日本公認会計士協会監査委員会報告第60号)を基準として、連結対象子会社・関連会社を判定しています(取引高等は原則としてH16.3月期・役員はH16.3末時点の状況により判定)。

なお、阪神公団が議決権を所有している会社はありません。

子会社の判定

阪神公団は議決権を所有しないものの、人事、取引等において緊密な関係がある者()が、過半数の議決権を所有し、かつ、次のいずれかの要件に該当する会社

- a) 阪神公団出身者が取締役会等の構成員の過半数を占めている
- b) 重要な財務及び営業等の方針の決定を支配する契約等が存在する
(売上高に占める阪神公団との取引高の割合が50%以上で判定)

a) 4社(9社)

b) 6社(9社)

計 6社(9社) (重複除き・()内は平成14年度)

(注)昨年度子会社と判定していた1社について、平成15年度中に議決権割合に異動が生じたため、上記基準に該当しないこととなった。また、昨年度子会社と判定していた2社については、平成15年度中に合併により解散している。

関連会社の判定

阪神公団は議決権を所有しないものの、人事、取引等において緊密な関係がある者()が、20%以上の議決権を所有し、かつ、次のいずれかの要件に該当する会社

- a) 阪神公団出身者が代表取締役、取締役等の役職に就任している
- b) 重要な営業上又は事業上の取引がある
(売上高に占める阪神公団との取引高の割合が30%以上で判定)

a) 3社(13社)

b) 4社(13社)

計 4社(13社) (重複除き・()内は平成14年度)

(注)昨年度関連会社と判定していた10社については平成15年度中に議決権割合に異動が生じたため、上記基準に該当しないこととなった。また、昨年度関連会社と判定していた1社については、平成15年度中に合併により解散している。一方、上記(注)の1社及び昨年度「緊密な者」と判定していた1社が上記基準に該当し、関連会社となった。

「緊密な者」の判定

- ・阪神公団出身者が、取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めている会社
- ・阪神公団出身者が、代表権のある役員として派遣されており、かつ、取締役会その他これに準ずる機関の構成員の相当数(30%~50%)を占めている会社
- ・阪神公団との間の営業取引契約に関し、阪神公団に対する事業依存度が著しく大きい会社(売上高に占める阪神公団との取引高の割合が50%以上で判定)

阪神公団の子会社及び関連会社

No.	会社名	区分	子会社 1		
			ア)	イ) a)	イ) b)
1	(株)エイチエイチエス	収受・ 交管	-		
2	(株)高速道路開発	収受	-	-	
3	(株)コーベックス	収受・ 交管	-	-	
4	(株)サナウイン	収受	-		
5	(株)ベイフレンド	収受	-		
6	(株)技創	調設	-		
	6社計		-	4	6

No.	会社名	区分	関連会社 2		
			ア)	イ) a)	イ) b)
1	(株)グローウェイ	収受	-		
2	エスト管理(株)	保守	-	-	
3	(株)工研	調設	-		
4	(株)ハイウェイ技研	調設	-		
	4社計		-	3	4

【区分】

収受：主として料金収受業務を行っている会社

交管：主として交通管理業務を行っている会社

保守：主として保守点検業務を行っている会社

維持：主として維持修繕業務を行っている会社

調設：主として調査設計業務を行っている会社

1 子会社の判定について

ア) 阪神公団が議決権の50%超を所有する会社

イ) 阪神公団は議決権を所有しないものの、人事、取引等において緊密な関係がある者が、過半数の議決権を所有し、かつ、次のいずれかの要件に該当する会社

- a) 阪神公団出身者が取締役会等の構成員の過半数を占めている
- b) 重要な財務及び営業等の方針の決定を支配する契約等が存在する
(売上高に占める阪神公団との取引高の割合が50%以上で判定)

2 関連会社の判定について

ア) 阪神公団が議決権の20%以上(50%以下)を所有する会社

イ) 阪神公団は議決権を所有しないものの、人事、取引等において緊密な関係がある者が、20%以上の議決権を所有し、かつ、次のいずれかの要件に該当する会社

- a) 阪神公団出身者が代表取締役、取締役等の役職に就任している
- b) 重要な営業上又は事業上の取引がある
(売上高に占める阪神公団との取引高の割合が30%以上で判定)

(注1) 子会社No.1「(株)エイチエイチエス」については、「阪神交通管理(株)」と「大阪ハイウェイサービス(株)」が平成15年11月1日に合併し社名変更した。

(注2) 子会社No.5「(株)ベイフレンド」については、「(株)ベイロードサービス」と「(株)ハンシン・フレンド」が平成15年10月1日に合併し社名変更した。

(注3) 関連会社No.1「(株)グローウェイ」については、「(株)新トーハイ」と「(株)阪神道路サービス」が平成15年11月1日に合併し社名変更した。

(注4) 関連会社No.4「(株)ハイウェイ技研」については、「(株)ハイウェイ技研」と「(株)エコエンジ」が平成15年6月10日に合併した。

(2) 連結に伴う会計処理

子会社及び関連会社との連結決算については、「連結財務諸表原則」(平成9年6月6日企業会計審議会)に準拠して、子会社6社については連結(いわゆるフル連結)を行い、関連会社4社については持分法を適用することにより、連結財務諸表を作成しています。

連結財務諸表は、連結の対象となる企業集団を単一の組織体とみなして、企業集団全体の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を報告するために作成するものとされています。

また、連結附属明細書において、業務概要、阪神公団との関係、役員の氏名、総売上高と阪神公団の発注高、決算財務諸表等の関係情報をディスクローズしています。

図2 民間企業仮定財務諸表と民間企業仮定連結財務諸表の比較

(単位:億円、()の数値は単体との差額)

損益計算書

民間企業仮定損益計算書		民間企業仮定連結損益計算書	
費用	2,136	費用 (法人税等を含む)	1,809
収益	1,803		
	<特別利益 37を含む>	(+10)	(+6)
損失	333	少数株主損失 2	3
		損失	333
			3 (+1)

- 1 子会社の個別財務諸表と合算したうえで、連結グループ内部の取引による売上と費用を相殺消去。
- 2 子会社の損失のうち、外部株主に帰属する損失。(阪神公団は持分ゼロのため、結果的にすべて外部株主に帰属します。)
- 3 親会社(阪神公団)の損失に、未実現利益の消去による影響などを考慮したもの。

貸借対照表

民間企業仮定貸借対照表		民間企業仮定連結貸借対照表	
資産	39,679	資産	38,810
負債	38,804		
		(+55)	(+6)
欠損金	4,646	少数株主持分 2	53
資本金	5,522	資本金	5,522
		欠損金 3	(0)
			4,651 (+5)

- 1 子会社の個別財務諸表と合算したうえで、連結グループ内部の債権・債務を相殺消去。
- 2 子会社の資本のうち、外部株主に帰属する資本。(阪神公団は持分ゼロのため、結果的にすべて外部株主に帰属します。)
- 3 親会社(阪神公団)の欠損金に、未実現利益の消去による影響などを考慮したもの。

(注)単位未満四捨五入のため、合計と端数において合致しないものがあります。

5 関連公益法人等

関連公益法人等については、行政コスト作成指針に従って、該当する法人等を判定し、連結附属明細書において、業務概要、阪神公団との関係、役員の氏名、総売上高と阪神公団の発注高、決算財務諸表等の関係情報をディスクローズしています。

(1) 関連公益法人の判定

役員のうち、阪神公団出身者の占める割合が1/3以上 5法人(5法人)
 売上高に占める阪神公団の発注額が1/3以上 3法人(3法人)
 計 5法人(5法人) (重複除き・()内は平成14年度)

(2) 関連公益法人の子会社・関連会社の判定

(「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い(平成10年12月8日 日本公認会計士協会監査委員会報告第60号)」を基準として判定)

関連公益法人の子会社

該当なし (該当なし) (()内は平成14年度)

(注) 判定基準については、阪神公団の子会社の判定基準と同様。

関連公益法人の関連会社

該当なし (該当なし) (()内は平成14年度)

(注) 判定基準については、阪神公団の関連会社の判定基準と同様。

	会 社 名	区分	関連公益法人		【区分】 調査:主として調査研究業務を行っている公益法人 管理:主として道路の高架下用地の管理業務を行っている公益法人 維持:主として維持修繕業務を行っている会社 保守:主として保守点検業務を行っている会社 調設:主として調査設計業務を行っている会社
			ア)	イ)	
1	(財)阪神高速道路管理技術センター	調査			1 関連公益法人の判定について ア) 役員のうち、阪神公団出身者の占める割合が1/3以上 イ) 売上高に占める阪神公団の発注額が1/3以上
2	(財)阪神高速道路補償センター	調査			
3	(社)阪神有料道路サービス協会	調査			
4	(財)阪神高速道路協会	管理		-	
5	(財)阪神高速道路利用協会	管理		-	
	5法人計		5	3	

阪神高速道路公団の子会社・関連会社(10社)の概要
(平成15年度行政コスト計算書より)

1. 子会社・関連会社の判定

民間企業で用いられている判定基準である、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」(平成10年12月8日 日本公認会計士協会監査委員会報告第60号)により判定した。その業務内容は、料金収受、維持修繕、保全点検、交通管理等の管理業務である。

子会社 6社
関連会社 4社
 計 10社

なお、いずれの会社も阪神公団との出資関係はない。

(平成14年度)

子会社 9社
関連会社 13社
 計 22社

2. 子会社、関連会社の概要(平成15年度)

- (1) 当期利益の合計
 6百万円 (1社平均 0百万円)
- (2) 剰余金の合計
 6,901百万円 (1社平均 690百万円)
- (3) 売上高に占める阪神公団との取引高
 11,582百万円中 10,738百万円(92%)
- (4) 阪神公団出身者が社長に就任している会社
 10社中 6社(60%)
- (5) 阪神公団出身の役員数
 58人中 24人(41%)

(平成14年度)

当期利益
 221百万円(1社平均 10百万円)

剰余金
 10,013百万円(1社平均476百万円)

売上高
 17,689百万円中 15,305百万円
 (86%)

阪神公団出身者が社長
 21社中 17社(80%)

阪神公団出身の役員数
 103人中 45人(43%)

附属明細書概要

・子会社(これらの会社には、阪神公団との資本関係はない。)

(財務状況については、特記がない限り平成16年3月期決算。役員状況は、平成16年6月末現在。)

	会社名	主な業務概要	役員状況							資本状況 資本金 (百万円)	売上状況			その他の財務諸表項目 (百万円)			
			社長が 阪神公団 出身者	代表者が 阪神公団 出身者	役員数		取締役数		売上高(百万円)		うち阪神公団との		経常損益	当期損益	剰余金		
					うち阪神公団 出身者	比率	うち阪神公団 出身者	比率			取引額	比率					
1	(株)エイチエイチエス	料金收受・交通管理業務			9	5	55.6%	7	5	71.4%	40	1,759	1,726	98.1%	93	43	940
2	(株)高速道路開発	料金收受業務			5	2	40.0%	4	2	50.0%	40	2,282	2,226	97.5%	39	37	1,644
3	(株)コーベックス	料金收受・交通管理業務			6	2	33.3%	4	2	50.0%	14	2,089	2,066	98.9%	84	13	794
4	(株)サナイン	料金收受業務			6	3	50.0%	5	3	60.0%	20	1,664	1,661	99.8%	25	112	1,105
5	(株)ペイフレンド	料金收受業務			9	5	55.6%	7	5	71.4%	42	1,561	1,340	85.8%	70	61	528
6	(株)技創	調査設計等業務			4	2	50.0%	3	2	66.7%	10	282	177	62.8%	6	13	120
	子会社計	6社	5/6	6/6	39	19	48.7%	30	19	63.3%	166	9,640	9,198	95.4%	269	29	5,133
	(1社平均)				7	3		5	3		27	1,606	1,533		44	4	855

- ・(株)エイチエイチエスについては、「阪神交通管理(株)」と「大阪ハイウェイサービス(株)」がH15.11.1に合併し社名変更した。
- ・(株)ペイフレンドについては、「(株)ペイロードサービス」と「(株)ハンシン・フレンド」がH15.10.1に合併し社名変更した。
- ・(株)ペイフレンドの売上高については、他の子会社との比較を重視し、回数通行券売上と回数通行券売上原価を相殺しているため、損益計算書とは一致しない。

・関連会社(これらの会社には、阪神公団との資本関係はない。)

(財務状況については、特記がない限り平成16年3月期決算。役員状況は、平成16年6月末現在。)

	会社名	主な業務概要	役員状況							資本状況 資本金 (百万円)	売上状況			その他の財務諸表項目 (百万円)			
			社長が 阪神公団 出身者	代表者が 阪神公団 出身者	役員数		取締役数		売上高(百万円)		うち阪神公団との		経常損益	当期損益	剰余金		
					うち阪神公団 出身者	比率	うち阪神公団 出身者	比率			取引額	比率					
1	(株)グローウェイ	料金收受業務			7	3	42.9%	6	3	50.0%	43	1,012	1,012	100.0%	7	6	1,100
2	エスト管理(株)	保守点検業務			4	0	0.0%	3	0	0.0%	20	203	153	75.4%	6	0	51
3	(株)工研	調査設計等業務			4	1	25.0%	3	1	33.3%	10	262	100	38.2%	10	37	356
4	(株)ハイウェイ技研	調査設計等業務			4	1	25.0%	3	1	33.3%	20	463	272	58.7%	11	8	259
	関連会社計	4社	1/4	2/4	19	5	26.3%	15	5	33.3%	93	1,942	1,539	79.2%	2	22	1,767
	(1社平均)				5	1		4	1		23	485	384		0	5	441
	子会社・関連会社 計	10社	6/10	8/10	58	24	41.4%	45	24	53.3%	259	11,582	10,738	92.7%	271	6	6,901
	(1社平均)				6	2		5	2		25	1,158	1,073		27	0	690

- ・(株)グローウェイについては、「(株)新トーハイ」と「(株)阪神道路サービス」がH15.11.1に合併し社名変更した。
- ・(株)グローウェイの財務状況については、H15.2.1～H16.1.31で計上。
- ・エスト管理(株)の財務状況については、H14.10.1～H15.9.30で計上。
- ・(株)ハイウェイ技研については、「(株)エコエッジ」とH15.6.10に合併した。

剰余金の欄は、各社の資本合計額から資本金と法定準備金(資本準備金と利益準備金)を控除した金額を計上。
単位未満を切り捨てているため、合計とは端数において必ずしも合致しないものがある。

附属明細書概要

・ 関連公益法人

(財務状況については、特記がない限り平成16年3月期決算。役員の状況は、平成16年6月末現在。)

	会社名	主な業務概要	役員の状況						資本の状況	収入の状況			その他の財務諸表項目		
			代表者が 阪神公団 出身者	役員数		理事数	うち阪神公団		基本金 (百万円)	事業収入(百万円)			当期正味財 産増減額	正味財産	
				出身者	比率		出身者	比率		うち阪神公団との 取引額	比率				
												出身者			比率
1	(財) 阪神高速道路管理技術センター	調査研究業務		11	4	36.4%	9	3	33.3%	100	4,093	3,966	96.9%	45	3,317
2	(財) 阪神高速道路補償センター	調査研究業務		10	5	50.0%	8	4	50.0%	190	1,027	1,027	100.0%	44	1,097
3	(社) 阪神有料道路サービス協会	道路利用者広報業務		12	7	58.3%	10	6	60.0%	-	458	272	59.4%	47	741
4	(財) 阪神高速道路協会	休憩施設管理・運営業務		9	5	55.6%	7	3	42.9%	240	1,314	117	8.9%	35	1,358
5	(財) 阪神高速道路利用協会	休憩施設管理・運営業務		6	2	33.3%	4	2	50.0%	25	593	105	17.7%	7	398
	関連公益法人計	5社	5/5	48	23	47.9%	38	18	47.4%	555	7,487	5,490	73.3%	91	6,913
	(1社平均)			10	5			4		111	1,497	1,098		18	1,382

・「(財) 阪神高速道路協会」の財務状況については、消費税込みの金額である。
 単位未満を切り捨てているため、合計とは端数において必ずしも合致しないものがある。